

# 入札公告（説明書）

令和5年11月20日  
東日本高速道路株式会社 東北支社長 田仲 博幸  
【調達機関番号 417】

次のとおり一般競争入札について公告します。

なお、本件競争入札については、あらかじめ東日本高速道路株式会社（以下「NEXCO 東日本」という。）が配布した入札者に対する指示書、仕様書等の契約図書その他関係法令に定めるもののほか、この『入札公告（説明書）』及び『共通入札公告（令和5年10月版）（以下「共通入札公告」という。）』に記載のとおり実施します。

よって、本件競争入札に参加する者は、共通入札公告 2-2-1 に示す契約図書について内容を十分に確認し、その内容を承諾のうえで本件競争入札に参加してください。

## 1. 調達手続の概要

1-1	契約件名（工事名）	磐越自動車道 R6 会津若松管内構造物補修工事 【品目分類番号 41】
1-2	工事概要	工事場所、数量及び工期等については、別添『特記仕様書』、 『金抜設計書』又は『設計図面』を参照のこと
1-3	契約責任者	NEXCO 東日本 東北支社長 田仲 博幸
1-4	契約担当部署	NEXCO 東日本 東北支社 技術部 調達契約課【所在地番号 04】 （住所）〒983-8477 宮城県仙台市宮城野区榴岡 1-1-1 J R 仙台イーストゲートビル 12 階 （電話）022-395-7641 （電子メールアドレス） <a href="mailto:ki-r-tohoku@e-nexco.co.jp">ki-r-tohoku@e-nexco.co.jp</a>
1-5	入札方法	電子入札または郵送入札
1-6	契約書の作成	必要（作成方法については落札者と協議する）…入札者に対する指示書[30]を参照のこと
1-7	支払条件	前金払の有無：「有」 部分払の有無：「有」
1-8	入札手続き日程	本書『2. 入札手続き日程』を参照のこと
1-9	競争参加資格要件等	本書『競争参加資格要件等一覧表』を参照のこと
1-10	指名併用理由	本件競争入札においては非該当
1-11	設計業務成果品等の貸与	入札者に対する指示書[7]②に示す閲覧資料の有無：本書 2-18. に示すとおり

1-12	材料価格等資料の掲載	掲載の有無：本書 2-19. に示すとおり
1-13	見積活用方式の有無	本書『競争参加資格要件等一覧表』を参照のこと
1-14	その他	特記事項なし

## 2. 入札手続き日程

2-1	審査基準日	本書 2-3. に示す「競争参加資格確認申請書」の提出期間の最終日
2-2	契約図書配布期間	入札公告の日 から 令和 5 年 12 月 5 日まで ※上記期間を過ぎるとダウンロードできないので注意すること。
2-3	競争参加資格確認申請書の提出期限	<p><b>【提出期限】</b> 入札公告の日 から 令和 5 年 12 月 5 日 16 時 00 分まで ※共通入札公告 2-3 に示す調達手続に参加するための条件等を十分に確認のうえ提出すること。</p> <p><b>【提出方法】</b> [電子入札の場合] 入札者に対する指示書【電子入札】[9]に従い、電子入札システムにより提出すること。 なお、提出書類が添付可能な総容量（3MB）を超える場合は、入札者に対する指示書【電子入札】[9][2](6)に示すとおり提出書類を電子メール又は書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。普通郵便、持参による提出は受け付けない。）により提出すること。なお、書留郵便等により提出する場合は、2部提出すること。</p> <p>[郵送入札の場合] 入札者に対する指示書【郵送入札】[9]に従い、電子メール又は書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。普通郵便、持参による提出は受け付けない。）により提出すること。なお、書留郵便等により提出する場合は、2部提出すること。</p> <p><b>【提出書類】</b>  (1) 競争参加資格確認申請書様式 1  (2) 競争参加資格確認申請書様式 2  (3) 特定建設工事共同企業体協定書案（特定建設工事共同企業体として競争参加する場合のみ）</p>
2-4	競争参加資格確認結果通知日	令和 6 年 1 月 12 日を予定

2-5	競争参加資格がないと認めた理由の説明請求期限日	競争参加資格の確認結果を通知した日の翌日から 7 日（休日を含まない）以内の休日を除く毎日、10 時 00 分から 16 時 00 分まで
2-6	技術提案書の提出期限	<p>【提出期限】 令和 6 年 1 月 19 日 16 時 00 分 ※共通入札公告 2-3-5. (3)～(7)に示す技術提案書に関する事項及び別添「技術提案書作成説明書」を十分に確認のうえ提出すること。</p> <p>【提出方法】 電子メール又は書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。普通郵便、持参による提出は受け付けない。）により提出すること。なお、書留郵便等により提出する場合は、4 部提出すること。</p>
2-7	技術提案書に関するヒアリング期間	<p>【実施期間】 令和 6 年 1 月 25 日 から 令和 6 年 2 月 8 日 までを予定</p> <p>【実施場所】 NEXCO 東日本 東北支社 会議室 又は Web 会議システム</p>
2-8	改善技術提案書の提出期限	<p>【提出期限】 令和 6 年 2 月 26 日 16 時 00 分</p> <p>【提出方法】 本書 2-6 に示す技術提案書の提出方法と同じ。</p>
2-9	技術提案書の採否通知日	令和 6 年 3 月 22 日を予定
2-10	参考見積書の提出期限	本件競争入札においては非該当
2-11	参考見積書に関する問い合わせ期間	本件競争入札においては非該当
2-12	訂正参考見積書提出期限	本件競争入札においては非該当
2-13	入札書の提出期限	<p>【提出期限】 令和 6 年 4 月 23 日 16 時 00 分 ※共通入札公告 2-4 に示す入札・開札・落札者の決定に関する事項を十分に確認のうえ提出すること。</p> <p>【提出方法】 [電子入札の場合] 入札者に対する指示書【電子入札】[12]から[17]に従い、電子入札システムにより提出すること。 なお、入札 Bonds（原本）を別途、書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。普通郵便、持参による提出は受け付けない。）により提</p>

		<p>出すること。</p> <p>〔郵送入札の場合〕</p> <p>入札者に対する指示書【郵送入札】[12]から[17]に従い、次の提出書類を同封のうえ書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。普通郵便、持参による提出は受け付けない。）により提出すること。</p> <p>なお、入札ボンド（原本）を同封のうえ提出すること。</p> <p>【提出書類】</p> <p>(1) 入札書</p> <p>(2) 単価表（※Microsoft Excel により提出すること。）</p> <p>(3) 総合評定値通知書（経審）の写し</p> <p>(4) 入札ボンド</p>
2-14	開札日時	令和6年4月24日 13時30分
2-15	開札執行場所	本書1-4.に示す契約担当部署
2-16	本件競争入札に関する質問受付期間	<p>【受付期間】</p> <p>入札公告の日 から 令和6年4月8日 16時00分まで</p> <p>【受付場所】</p> <p>本書1-4.に示す契約担当部署</p> <p>【受付方法】</p> <p>質問書面（様式自由）を電子メール又は書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）により提出すること。</p> <p>書留郵便等による提出で質問数が5問以上の場合は、質問書面のほか、質問書面をMicrosoft Word等により作成したファイルを記録したCD-Rも提出すること。</p> <p>なお、質問書面には会社名及び提出日を記載すること。</p> <p>【質問内容の記載上の留意点】</p> <p>質問書面中に記載する質問内容に、質問者の会社名やその会社を類推できるような情報を記載しないようにすること。</p>
2-17	質問に対する回答期間	質問書受領日の翌日から原則として5日以内（休日を除く。）
2-18	資料の閲覧期間 （設計業務成果品等の貸与）	<p>本書1-11に示す設計業務成果品等を、競争参加希望者に対し貸与する。貸与する場合は、共通入札公告2-5-11に示す設計業務成果品等の貸与に関する事項を十分に確認すること。</p> <p>【貸与期間】</p> <p>入札公告の日から本書2-3「競争参加資格確認申請書の提出期限」前日までの休日を除く毎日、10時00分から16時00分まで</p>

		<p><b>【貸与場所】</b>  〒983-8477 宮城県仙台市宮城野区榴岡 1-1-1  JR 仙台イーストゲートビル 12 階  NEXCO 東日本 東北支社 技術部受付</p> <p><b>【貸与方法】</b>  本書 1-4 に示す契約担当部署へ事前電話連絡後、上記に示す貸与場所へお越しいただき、備え付けの用紙に必要事項を記入いただくことで貸与します。</p> <p><b>【返却期限】</b>  返却期限・方法については、共通入札公告 2-5-11. (5) 及び (6) を参照のこと。</p>
2-19	材料価格等の資料の掲載(参考積算条件書)	<p><b>【掲載資料】</b>  ・参考積算条件書  参考積算条件書とは、入札（見積）参加者が見積作成する際の参考資料として、当該工事の当初積算に使用する主要な材料の設計単価等を掲載する参考資料をいう。</p> <p><b>【掲載場所】</b>  弊社ホームページ上の本入札公告の掲載ページ（案件情報）の最下段「その他情報」に掲載。</p> <p><b>【掲載日】</b>  令和 6 年 4 月 8 日を予定</p> <p><b>【その他注意事項】</b>  （1）参考積算条件書は、入札（見積）参加者が見積作成する際の参考資料であり、契約書第 1 条に規定する設計図書ではない。従って、請負契約上の拘束力を生じるものではない。  （2）本資料に掲載の単価についての質問・問合せには応じられない。  （3）本資料の全部又は一部を閲覧者が複製、転載、電子媒体等へ入力し、また、それらを第三者に譲渡、販売、配布することを禁止する。  （4）本資料を基にした公表資料の二次的著作物の作成を禁止する。  （5）本資料に掲載の単価については、上記工事の当初積算に使用する主要な材料の設計単価等を掲載する。</p>

【ご案内】NEXCO 東日本における調達契約手続きの電子化の概要について

NEXCO 東日本では、競争参加希望者・受注者の皆さまの負担軽減・業務効率化や、手続きの迅速化を目的として令和3年4月以降、調達契約手続きの電子化を一層推進しております。

東北支社においては、令和5年4月以降に入札公告する案件（一部案件を除く）から、条件付一般競争入札（指名併用型）の競争参加資格要件に「電子入札システムの利用者登録が完了していること」を追加いたしました。電子入札システムの利用者登録は簡単で、費用も低廉です。ぜひ登録をお願いします。（ICカードをお持ちの場合は即日登録完了。ICカード未保有の場合はカード準備のため1か月程度で登録完了。）

詳細は、NEXCO 東日本のHPに掲載しておりますので、ご確認のうえ手続きをお願いします。

[https://www.e-nexco.co.jp/assets/pdf/bids/auction\\_info/outline.pdf](https://www.e-nexco.co.jp/assets/pdf/bids/auction_info/outline.pdf)

競争参加資格要件等一覧表

工事件名		磐越自動車道 R6会津若松管内構造物補修工事		
調達手続の概要	競争契約の方法	一般競争入札方式		
	落札者の決定方法	総合評価落札方式	技術提案評価型	
	評価値の算出方法	加算方式		
	見積活用方式の有無	無	実績価格調査票の提出の有無	-
	入札ボンド	有		
	履行ボンド	有		
競争参加要件	工事種別等	必要とする競争参加資格	①「令和 5・6 年度競争参加資格」を有する者であること。	
		工事種別	土木補修工事	
		等級区分又は競争参加資格の区分	単体の場合：Ns又はN 混合の場合：Ns又はNで構成する2者JV	
	施工実績	対象となる施工実績	平成20年4月1日以降に元請として完成及び引渡し完了した下記の施工実績	
		同種工事	a) コンクリート構造物の維持修繕工事  b) 自動車専用道路において車線規制を実施した工事(片側交互通行規制及び通行止めは可、路肩規制は不可)  a)かつb)の施工実績を有すること。ただし同一の工事において有する必要はない。 なお、総合評価(技術評価)の対象は、a)の施工実績とする  ただし、当該工事を共同企業体の構成員として施工した場合は、出資の割合(出資比率)が20%以上である場合に限り企業の施工実績として認める。  特定JVの代表者にあつては「同種工事」を、特定JVの代表者以外の者にあつては「同種工事」又は「同種工事(緩和)」の施工実績を有するもの。 なお、すべての構成員が2者JVの場合は30%以上の出資比率を有し、かつ代表者の出資比率が構成員中最大であること。	
	同種工事(緩和)	コンクリート構造物の維持修繕工事  ただし、当該工事を共同企業体の構成員として施工した場合は、出資の割合(出資比率)が20%以上である場合に限り企業の施工実績として認める。		
	納入実績等	対象となる納入実績等	※本件競争入札においては非該当	
		同種機器	※本件競争入札においては非該当	
		支援体制	※本件競争入札においては非該当	
	地域要件等	※本件競争入札においては非該当		
本工事に おける競争 参加資格 未資格者	設計業務等の受注者	業務名) 磐越自動車道磐梯熱海～津川間構造物補修設計	受注者名) 国土防災技術株式会社	
		業務名) -	受注者名) -	
	施工管理業務の受注者	業務名) -	受注者名) -	
		業務名) -	受注者名) -	
その他	-			
継続契約方式の対象	対象外	対象となる後発工事名(その1)	-	
		対象となる後発工事名(その2)	-	

# 技術評価項目及び技術評価基準

技術評価を行うため入札者に提出を求める技術提案書に係る評価項目、評価基準及び配点は次のとおりとする。

技術提案評価型		技術評価点(満点)	30点	
大分類	小分類	評価項目 求める評価項目	配点	履行確認 対象項目
性能・機能等	性能・機能	評価項目①： はつり工から断面修復工における品質確保に関する提案 (コンクリートとの付着において1提案、温度管理において1提案の計2技術提案記載する)	20点	○
社会要請	交通の確保	評価項目②： 車線規制時における供用中の高速道路を走行する一般車両への安全対策に関する提案 (着目点は任意とし計2技術提案記載する)	10点	○

1) 1評価項目につき、2技術提案まで記載するものとする。  
 2) 1技術提案毎に10点満点で評価する。  
 3) 評価は、次のとおり行う。  
 3)-1 求める技術提案毎に各評価者が下表の評価基準に基づき行う(採否及び評価点の付与)。  
 3)-2 評価項目毎に、式①、又は式②に基づき、各評価者の評価点の和を評価者数で除し、15点満点に換算する(小数第4位以下切捨て)。  
 3)-3 式③に基づき、上記で求めた各評価項目の評価点の合計を技術評価点とする。

評価項目①の  
評価点 =  $\frac{\text{各評価者が評価した評価項目①の2技術提案の評価点の合計}}{\text{評価者数(3名)}} \times \frac{20\text{点}}{\text{求める技術提案数(2つ)} \times 10\text{点}} \dots \text{式①}$

評価項目②の  
評価点 =  $\frac{\text{各評価者が評価した評価項目②の2技術提案の評価点の合計}}{\text{評価者数(3名)}} \times \frac{10\text{点}}{\text{求める技術提案数(2つ)} \times 10\text{点}} \dots \text{式②}$

技術評価点 = 評価項目①の評価点(式①) + 評価項目②の評価点(式②)  $\dots \text{式③}$

求める技術提案毎の評価 (評価項目①②共通)	評価基準	評価点	配点
1. 提案概要	記載有 記載が無く、かつ、標準案による施工の意思を示している	- 不採用	-
2. 施工方法	施工方法が	優れている	3,000点
		良い	1,500点
		可	0,000点
	「技術提案書作成説明書」の「5.技術提案書の記載上の注意事項及び添付資料」に記載する、不採用とする場合に該当する	不採用	3,000点
3. 改善効果	改善効果が	優れている	3,000点
		良い	1,500点
		可	0,000点
	「技術提案書作成説明書」の「5.技術提案書の記載上の注意事項及び添付資料」に記載する、不採用とする場合に該当する	不採用	3,000点
4. 採用する技術	採用技術が	優れている	1,000点
		良い	0,500点
		可	0,000点
	「技術提案書作成説明書」の「5.技術提案書の記載上の注意事項及び添付資料」に記載する、不採用とする場合に該当する	不採用	1,000点
5. 採用する技術の独自性	採用技術の独自性が	有	1,000点
		無	0,000点
		「技術提案書作成説明書」の「5.技術提案書の記載上の注意事項及び添付資料」に記載する、不採用とする場合に該当する	不採用
6. 施工実績	施工実績が	有	1,000点
		無	0,000点
		「技術提案書作成説明書」の「5.技術提案書の記載上の注意事項及び添付資料」に記載する、不採用とする場合に該当する	不採用
7. 履行確認方法	確認方法が	明確	1,000点
		不明確	0,000点
		「技術提案書作成説明書」の「5.技術提案書の記載上の注意事項及び添付資料」に記載する、不採用とする場合に該当する	不採用
	記載が無く、かつ、標準案による施工の意思を示している	不採用	1,000点
	計		10,000点

※内容が標準案と同程度の技術提案の場合は、上表の「求める技術提案毎の評価」に示す2～7の各評価を0.000点とする。

◇留意事項  
 ①技術提案書は、求める評価項目ごとに記載できる技術提案数は2提案までとし、1評価項目につきA4版片面1頁で記載すること。なお、1頁内に複数の技術提案が記載されていると判断した場合は、それぞれを別の技術提案として扱うものとする。  
 ②技術提案に記載する文字の大きさは10ポイント以上とする。また、記載する内容は文章のみとし、図表は記載しないこと。  
 ③1つの評価項目に対し記載された技術提案が2提案に満たない場合であっても、これを理由に欠格とはならず、1提案を対象に評価を行う。  
 ④1つの評価項目に対し記載された技術提案が2提案を超えて記載されている場合は、1頁の上段から記載された順の2つの技術提案で評価を行う。それ以外の技術提案は評価対象としない。  
 ただし、2提案を超えて記載された技術提案についても採否の評価を行い、不採用とされたものを除き工事請負契約書第26条の2(評価項目未履行の場合の措置)の対象とする。  
 ⑤1つの評価項目において加点評価対象とした複数の技術提案のいずれかを不採用とした場合、残る技術提案のみを加点評価対象とする。この場合、加点評価対象以外に記載された技術提案があっても、加点評価対象として採用しない。  
 ⑥1技術提案の評価において、上表の「求める技術提案毎の評価」に示す1～7の評価の中で1つでも不採用がある場合は、その技術提案全体を不採用とする。  
 ⑦求める評価項目に対する技術提案の全てを不採用とした場合、提出された技術提案書で示されている不採用の場合の標準案による施工意思に従い対処するものとする。  
 ⑧技術提案は以下の記載内容である場合に評価する。  
 1) 1つの施工技術を用いた施工内容である場合  
 2) 複数の施工技術を組み合わせなければ効果が発揮できないなど、一体不可分な施工内容である場合  
 3) 複数の施工技術を組み合わせ使用することが一般的な施工内容である場合  
 ⑨本工事における過度なコスト負担を要する提案は、下記の事例を想定している。  
 ①はつり工から断面修復工の品質確保に関する提案について、施工管理要領等で規定する基準以上の管理手法の提案を行うなど、必要以上の対策効果を実現する提案

評価項目に対するより優れた提案であっても、過度なコスト負担を要する提案は、過度なコスト負担を要しない提案より優位な評価とはしない。